

## 地域活性化

### 地方創生推進事業：3,020 万円 (企画課・山村再生課)

妊娠前から出産、子育て、女性の心と体をサポートする「育みの郷構想事業」、森林セラピー、自伐型林業を推進する「森林王国ちづ実現事業」。智頭町総合戦略事業を着実に実行していきます。

- ・女性と子どものサポートセンター運営委託
- ・森林セラピー企業向けメンタルヘルスプログラム
- ・智頭杉販売戦略検討
- ・自伐型林業支援（技術研修、山林バンク登録）
- ・智頭の山人塾
- ・薪ストーブ導入促進

### 智頭町「日本 1/0 村おこし運動」：2,156 万円 (企画課)

地域の課題を地域で考え、住民自らの知恵と汗で解決するための活動を行う事業。地域活性化の原点、地方創生の要としてますますの発展を期待します。

### 百人委員会事業：767 万円（企画課）

皆さんのアイデアを町が予算化し、皆さんが実行する事業。町内在住者、在勤者若しくは、まちづくりの推進に意欲のある人であればどなたでも参加できます。予算と直結するこの事業に参画してみませんか？

### 移住定住促進事業：4,736 万円（企画課）

若者世代の定住や、UJI ターンを支援します。また、ゆめが丘に若者世帯向けの定住促進住宅 1 棟を建設します。

### まちづくり支援事業：2,010 万円（企画課）

まちづくりに取り組む団体に対して、伝統文化の継承、歴史活用、観光振興、6 次産業化、地域振興イベントなどに要する経費を支援します。選考委員会を経て決定。

## インフラ・防災

### 社会資本整備事業：1 億 7,523 万円 (地域整備課)

町道や橋の整備、修繕、点検を行い安全安心なインフラを支えます。  
橋梁修繕：山根中村線外、川戸穂見線外、木下線外  
道路整備：関屋黒本線、和田平線、山田停車場線、源平線、川戸穂見線

### 地籍調査事業：1 億 6,878 万円（地籍調査課）

今年度は、真鹿野、早瀬、芦津、西谷の調査を行います。  
また、新たに大屋、八河谷の調査に着手します。ご協力をお願いします。

### ふるさと整備土木事業：1,010 万円 (地域整備課)

集落内の道路、水路、橋梁、広場等の土木事業を行います。地元集落負担は 1/2 です。

### 道路等愛護事業：45 万円（地域整備課）

地域の道路等を維持管理する作業に対して、人件費と物品使用費（草刈機の燃料など）を支援します。  
人件費：100 円/人・時間 物品使用費：100 円/台・時間（上限：3 万円/年・団体）

### みんなで取り組む安全・ 安心活動支援事業補助金：150 万円（総務課）

自主防災組織等が自然の猛威から生活を守るための防災計画策定費、必要な機器の導入経費などを支援します。  
補助率：5/6 又は 1/2

### 消防団拠点施設整備事業：6,075 万円 (総務課)

皆さんの生命・財産を守るために活動を行っている消防団が、より安全にそして効果的に活動できるよう支援します。  
今年度は土師地区消防団拠点施設を整備します。

### 防犯灯設置事業費補助金：20 万円（総務課）

集落等が行う防犯灯の新設、更新、修繕に要する経費を支援します。  
補助率 1/2 上限 1 万円/基 各団体年間 2 基まで  
※昨年までの LED 防犯灯設置費補助金は終了。

### すぎっ子バス車両購入：4,035 万円（企画課）

平成 19 年から町営バスとして運行しているすぎっ子バスは、車両購入から 10 年を経過しました。車両の状況を考慮して計画的に更新します。

# 移住・定住施策の紹介

## 定住促進対策事業

本町では若者世帯の定住を推進するため、以下の補助金を予算の範囲内で交付しています。

### ■住宅支援事業

#### ①内容

本町で住宅を購入、住宅を新築または、改修する場合に工事費用の一部を補助  
(施工業者は町内業者に限る)

#### ②対象者

町内に住所を有する45歳未満の夫婦(ひとり親の場合は18歳未満の扶養親族がいる者)

#### ③補助額

事業費の1/2

(上限100万円)

#### ④今後の流れ

・申請期間

5月1日(火)～

5月25日(金)まで

・抽選

5月下旬頃

・交付決定

6月上旬

#### ⑤その他

応募多

数の場合は、初めて申請する人を優先し、抽選となります。

その他、移住者向け、若者向けの補助金もありますので、詳しくは、下記まで問合せください。



### ■若者向け(45歳未満)

#### ○智頭町定住促進対策事業

- ・宅地取得助成事業
- ・住宅家賃助成事業
- ・定住、就労奨励事業

### ■移住者向け

- ・智頭町U・J・ターナー住宅支援事業
- ・智頭町空き家家具道具等整理補助金
- ・智頭町U・J・ターナー者受入自治会等支援事業

#### 【問合せ先】役場企画課

☎75-4112

# 住宅の「耐震診断・改修設計・耐震改修」を支援します

智頭町では震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された住宅の「耐震診断・改修設計・耐震改修」にかかる費用を補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

### 【平成30年度

### 補助制度拡充しました！

- ・耐震改修の補助率を改正  
(23%→2/3)
- ・無料耐震診断の実施

### 制度の概要

#### 1 補助対象となる建物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ・改修設計又は耐震改修を行う場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊する危険性がある」と判断されたもの

※その他、対象となる住宅の要件等については、窓口に確認ください。

#### 2 補助金の額

補助対象事業費×補助率  
＝補助金の額

(診断・設計、改修にかかる費用)

事業	補助対象事業費(上限)等	補助率	補助金の上限額
一戸建て住宅	耐震診断 自己負担なし 無料耐震診断 ・木造一戸建て住宅が対象 *店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2以下のもの)を含みます。	耐震診断を行う技術者(民間の建築士)を智頭町が無料で派遣します。 ※詳しくは窓口に問合せください。	
	一部補助 一般診断法(図面有): 84,000円	2/3	56,000円
	一般診断法(図面無): 108,000円	2/3	72,000円
改修設計	24万円	2/3	16万円
耐震改修	1㎡あたり32,600円	2/3	100万円

#### 【問合せ先】役場地域整備課

☎75-4113